（別紙３）

交付条件等に関する誓約書（松戸市中小企業デジタル化チャレンジ補助金）

* 申請に該当する下記の条件について確認・承諾したものを□にチェックしてください。
* 市内に主たる事業所を有し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大またはエネルギー・資源価格高騰の影響を受けた中小企業者です。
* 事業のデジタル化及び生産性の向上に自ら意欲的に取り組みます。
* 事業のデジタル化及び生産性の向上を図るための計画を策定します。
* 計画策定及び補助事業の実施に際して、市と協議の上、専門家による支援を利用します。
* 事業内容及び効果等について、事業完了半年後の経過報告書の提出、事例集への掲載・市ホームページ等での公表を承諾します。
* 本申請と同一の事業計画で、国･県･市町村等が実施する他の補助金等の交付を受けておらず、また現在申請中ではありません。
* 契約済み・支払済みの経費、または補助対象外経費（申請要領P3）は含まれていません。
* 申込内容に対し、事前及び事後の事業効果ヒアリングに協力します。
* 事業の実施及び経費の支払いを事業実施期間内までに完了します。
* 当該機器の耐用年数内に売却・譲渡・貸付等の処分を行った場合、またはソフトウェアを途中解約して機器だけ単独で残った場合には補助金を返還します。
* 私（当社）は市税の滞納はありません。
* 暴力団もしくは暴力団員又は警察当局から排除要請のある者は、運営に関与していません。
* 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者は、運営に関与していません。
* 会社法第475条若しくは第644の規定による清算の開始又は破産法第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続き開始の申立てがなされていません。
* 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていません。
* 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業にかかる接客業務受託営業を行う事業性風俗関連特殊営業の事業ではありません。
* 宗教活動又は政治活動を目的としている事業ではありません。
* 公序良俗に反する事業ではありません。

・上記記載事項及び申請内容に虚偽はなく、申請要件を満たしていることを誓約いたします。また、本申請に基づき証明すべき事実について、確認が必要となった場合、庁内関係部署、国、千葉県または千葉県警察本部等関係機関に照会することに承諾します。

・本給付金の対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付金を返還することに応じます。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印